

乳幼児等医療費の助成に関する条例（平成4年清水町条例第22号）の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
(受給者証の提示) 第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>医療保険各法の規定による電子資格確認等により給付の対象者であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない。</u> (届出の義務) 第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は住所を変更したとき。 (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。 (3) 医療給付の根拠となる法令の種類、<u>被保険者等の資格を管理するための記号・番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。</u>	(受給者証の提示) 第6条 受給者証の交付を受けた者（以下「受給資格者」という。）は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）で医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に<u>被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示しなければならない。</u> (届出の義務) 第9条 保護者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を町長に届け出なければならない。 (1) 氏名又は住所を変更したとき。 (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。 (3) 医療給付の根拠となる法令の種類、<u>組合員証若しくは被保険者証の番号又は保険者の名称若しくは住所に変更があったとき。</u>

附 則

この条例は、令和6年12月2日から施行する。